

農業委員会 の 掲示板

令和3年度の総会日程等のお知らせ

令和4年3月までの申請書の受付締切日及び
総会審議日は、右のとおりです。

各種申請手続きをされる場合は、受付締切日、総会審議日に御留意願います。

なお、総会審議日は、変更することがありますので、御了承ください。

総会審議日	申請書の受付締切日
令和３年 ４月 13 日	令和３年 ３月 15 日
令和３年 ５月 13 日	令和３年 ４月 15 日
令和３年 ６月 15 日	令和３年 ５月 17 日
令和３年 ７月 13 日	令和３年 ６月 15 日
令和３年 ８月 10 日	令和３年 ７月 15 日
令和３年 ９月 14 日	令和３年 ８月 16 日
令和３年 10 月 12 日	令和３年 ９月 15 日
令和３年 11 月 ９日	令和３年 10 月 15 日
令和３年 12 月 14 日	令和３年 11 月 15 日
令和４年 １月 12 日	令和３年 12 月 15 日
令和４年 ２月 ８日	令和４年 １月 17 日
令和４年 ３月 11 日	令和４年 ２月 15 日

農地の賃借料情報の提供について

農業委員会では、農地法の規定に基づき、農地の賃貸借の目安となるように、毎年、10アール当たりの賃借料について、地域の実勢をお知らせしています。今回、お知らせする情報は、令和2年1月から12月までに賃貸借された農地の賃借料の統計です。

なお、この「賃借料情報」は実勢の集計値であり、法的拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものですので、実際に賃借料を決定する際には貸し手と借り手で十分に協議して決定してください。

(金額は10a当たり／年)			利 用 目 的		使用貸借	
			水稻	野菜・果樹	(無償)の割合	
地 域 区 分	市街化区域		(実勢値なし)			44%
	市街化調整区域 及 び 都市計画区域外 (京北地域除く)	中山間 地域除く	平均額	¥9,500	¥19,400	
			最低額～最高額	¥5,300～¥21,000	¥8,200～¥39,100	
			筆数	49筆	123筆	
	市街化調整区域 及 び 都市計画区域外 (京北地域除く)	中山間 地域	平均額	¥5,100	¥5,000	
			最低額～最高額	¥5,000～¥9,500	¥5,000～¥5,000	
			筆数	43筆	5筆	
	京北地域		(実勢値なし)			

※中山間地域：北区（大宮の一部（氷室）・小野郷・中川・雲ヶ畑）、左京区（大原の一部（百井）・花脊・広河原・久多）
右京区（嵯峨北部）、西京区（大原野の一部（小塩・石作・外畑・出灰）、伏見区（醍醐の一部（陀羅谷））
※平均に比べて著しく高額あるいは低額の賃借料の情報は、特殊な取り引きに係るデータとして集計から除いています。
※情報量の問題（データが5件未満）により、賃借料情報を示せない区分があります。

農地のことは
農業委員会へ！

所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所分庁舎地下1 階
TEL：075（222）4050、FAX：075（212）9084
京北窓口/所在地：京都市右京区京北周山町上寺田1-1 京北合同庁舎1 階
TEL：075（852）1825、FAX：075（852）1827
ホームページアドレス
<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu2/category/32-11-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ！



京都市農業委員会

令和3年春号

京都市
農委だより

第49号



明田 委員

仲上 弘道 さん

がんばっている農業者

なかがみ ひろみち

右京区京北 仲上 弘道さん

今回は、右京区京北で、農業に取り組む仲上さん取材しました。

他府県での就農も検討されていたそうですが、生まれ育った京北(山国地区)での就農を決意され、2年間の研修期間を経て今年度から就農されました。

現在は水稻を中心に、京北子宝いもや万願寺とうがらしなどの野菜を栽培されています。

特に京北子宝いもの栽培に関しては、京北の特産物を広めたいという気持ちも強く、試行錯誤しながら、昨年の収穫を無事終えられました。京北子宝いもの栽培から収穫、出荷の作業は手間がかかるそうですが、来年には面積を倍に増やしたいという頼もしい目標を持っておられました。

これからは、地元の農地や景観を守りながら、おいしいお米や野菜を作りたいという仲上さん。地域に根差した活動が期待される、貴重な若者の今後の活躍が楽しみです。

(取材委員 明田 肇)



仲上さんが栽培された
京北子宝いも

もくじ

- | | |
|--|---|
| * がんばっている農業者（石京区京北 仲上 弘道 さん） | 1 |
| * 農業委員活動報告（女性委員食育活動） | 2 |
| * 農業委員会掲示板（特定生産緑地の申請、農地の利用状況調査等） | 3 |
| * 農業委員会掲示板（令和3年度の総会日程等のお知らせ、農地の賃借料情報の提供について） | 4 |

農業委員活動報告

女性委員食育活動 小学生に農作業体験を通じて農業の魅力や大切さを伝えました！



左から安平次均推進委員、山本一夫農業委員、樹下ちえ子農業委員、今井澄子農業委員、山本政代農業委員、星野佐紀子農業委員



子供たちが手作りした「下鳥羽はぐくみファーム」の看板を畑に立てました。

女性農業委員4名、男性農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名で、農業の魅力や大切さを知ってもらうため、下鳥羽小学校で食育活動に取り組んでいます。

昨年は小学校の近くの畑で、ジャガイモの定植と収穫、サツマイモの定植、つるがえし、そして収穫を小学校3年生に体験してもらいました。

11月の交流会で、委員は1年を通した活動記録、小学生は様々な野菜について調べたことを発表しました。

子供たちは「半分に切った小さなジャガイモから沢山のジャガイモができていて驚いた。」「サツマイモを植えるのは難しかったが、無事収穫できて良かった。」「自分たちで作ったものを食べることができて嬉しい。美味しかった。」「勉強したことを生かして、食べ物を大切にしたい。」等、思い思いの感想を述べていました。

自分たちの育てた野菜の成長を喜ぶ姿が見られまし、野菜を大切に食べる必要があることに気づく機会にもなったようで、食育活動をして良かったと思いました。

来年度も引き続き、委員の皆さんと協力して活動を頑張りたいです。

(報告委員 星野 佐紀子)



ジャガイモ定植(3月4日)



ジャガイモ収穫(6月16日)
(収穫方法の説明)



サツマイモ定植(6月12日)



サツマイモ収穫(10月27日)

沢山収穫
できました！



農業委員会の掲示板

平成4年指定の生産緑地を所有する皆様へ

特定生産緑地指定申請を受付中です！！(令和4年3月末まで)

特定生産緑地の指定を希望される方で、申請がお済みでない方は、下記の受付期間及び受付場所に申請をお願いします。

注) 生産緑地法において、特定生産緑地の指定は生産緑地の指定を受けた日から起算して30年を経過するまでに行うことと規定されており、以降の申出(指定)を行うことはできませんので、必ず受付期間内に申請をお済ませ下さい。

- 受付期間 令和2年8月3日(月)～令和4年3月31日(木)
- 受付場所 各農業振興センター(時間9:00～16:00)※要事前予約
都市計画課(時間9:00～17:00)※要事前予約
- 提出書類 第1号様式 特定生産緑地指定申出兼同意書(所有者用)
第2号様式 特定生産緑地指定同意書(所有者以外の権利者用)※該当の方のみ
印鑑登録証明書、土地登記簿謄本(全部事項証明書)等

※令和3年4月以降に申請がお済みでない方に対して、申請漏れ防止の取組として、「特定生産緑地」指定申請に関する意向調査を行う予定です。

問合せ先	都市計画局都市計画課	TEL:075-222-3505
	北部農業振興センター	TEL:075-493-6660
	西部農業振興センター	TEL:075-321-0551
	東部農業振興センター	TEL:075-641-4340

農業委員会は『農地の利用状況調査』、『農地パトロール』に取り組んでいます

『農地の利用状況調査』とは

農地法では、毎年管内の農地の利用状況を調査することが義務付けられています。

そのため6月から7月にかけて農地調査協力員、8月から10月にかけて農地利用最適化推進委員に利用状況調査をお願いしています。調査では遊休荒廃農地の発生や、解消の確認を行っています。

再生可能な遊休荒廃農地の管理者へは、意向を確認の上、適正な農地の管理を求めています。

『農地パトロール』とは

農地法の許可を受けて農地の取得や、転用した農地の追跡調査等を行う「農地パトロール」は、毎年8月から10月にかけて農地利用最適化推進委員が行います。

農地法の許可を得たにもかかわらず、その後の利用が不適切な状況にある農地が見受けられます。農地の管理状況が思わしくない方や、用途以外の利用をされている方に対しては、農業委員会から直接改善を求めています。

皆様が大切に守り、育ててこられた農地は、農産物を市民に提供するだけでなく、緑の景観機能、災害時の避難場所としての防災機能、市民が土に親しむレクリエーション機能など、多くの役割を果たしています。農業委員会では、貴重な農地を未来へつなげていくため、「農地の利用状況調査」や「農地パトロール」を実施しています。

